

公立大学法人釧路公立大学報酬等に関する規程

令和6年11月8日

法人規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人釧路公立大学(以下「法人」という。)における報酬及び謝金(以下「報酬等」という。)の支給に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象の制限)

第2条 法人の役員、教職員及び事務組合を構成する地方公共団体の職員に対しては報酬等を支給しない。ただし、理事長が特に支給することが適当と認める場合は、この限りでない。

(審議会等の委員の報酬)

第3条 審議会等の委員の報酬の単価は、別表第1のとおりとする。

(謝金)

第4条 謝金の区分及び支給上限金額は、別表第2のとおりとする。

(旅費の支給)

第5条 用務の遂行に当たり、旅費の支給が必要と認められる場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める公立大学法人釧路公立大学職員等の旅費に関する規程(令和5年法人規程第27号。以下「旅費規程」という。)に定める金額を上限として、旅費を報酬等と併せて支給することができる。

- (1) 大学の学長又はこれと同等以上の者として理事長が認める者 旅費規程別表第1に規定する2級職員に支給される額と同一の額
- (2) 前号に掲げる者以外の者 旅費規程別表第1に規定する3級職員に支給される額と同一の額

(この規程により難い場合の措置)

第6条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に理事長の定めるところにより、又はあらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めのない報酬等については、理事長が定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	単位	金額	摘要
経営審議会 学長選考会議	1回	5,000円	

別表第2（第4条関係）

区分	単位	上限金額	摘要
外部講師謝金			
講演会、研究会等	1回	30,000円	（特別講演会、公開講座を除く）
特別講演会	1回	100,000円	
授業、学内研修会	1回	50,000円	
会議出席謝金	1回	25,000円	本学の運営等に関する重要な会議等
学校医及び産業医謝金	1か月	30,000円	
業務補助謝金	1日	20,000円	
ハラスメント対応に係る弁護士謝金	1回	9,000円	
教育実習校、学校体験活動実習校謝金	1回	20,000円	